

研究インテグリティヒヤリハット事例集（仮題）

令和7年2月21日（案）

事例及び事象の分類一覧

事例	A 共同研究	B 人の交流	C リクルート	D 内部脅威	E 安全保障	F レピュテーション	G その他
①共同研究の受入 1	○				○	○	
②共同研究の受入 2	○				○	○	
③共同研究の受入 3	○				○	○	
④学内施設利用		○			○	○	
⑤研究者の海外渡航		○			○	○	
⑥兼業の委嘱状と契約書の 齟齬			○		○	○	
⑦名誉教授の人材登用プロ グラムへの参加			○			○	○
⑧リクルート及び共同研究 の提案	○	○	○		○	○	
⑨研究者の採用				○	○	○	
⑩雇用契約を伴わない海外 研究者の受入		○		○	○	○	
⑪留学生の受入 1		○			○	○	
⑫留学生の受入 2		○			○	○	
⑬寄付講座の設立						○	○
⑭寄付の受入						○	○
⑮特許のライセンス契約	○					○	○

(参考) 事象の分類

A. 海外との共同研究

B. 海外の人との交流

C. 海外からの兼業、ヘッドハンティング等のリクルート活動

D. 学内の教職員・学生等による内部の脅威による問題

E. 安全保障貿易管理に関連するもの（みなし輸出、経済安全保障に関連しつつも、該否判定上問題にならなかったがリスクがあり得る案件等）

F. レピュテーションリスクに影響を及ぼしうる事象

G. その他

（参考）「海外」とは、直接の海外にある法人等や、居住者ではない外国人などにとどまらず、海外と強いつながりが想定される法人・日本居住者なども含まれます。例えば、外資系日本支社との共同研究のなかで、リスクがあり得ると感じた事例は、Aに含まれます。

①共同研究の受入1

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学の理工系大学院に所属する教授Sは、B国のβ大学自然科学系大学院の教授Tと長年にわたり、民生用途の機器に利用する新規材料の開発を共同で研究し、研究成果を国際学会で発表するほか、多くの学術論文を投稿していた。

教授Tは、研究業績が評価され、β大学を退職し、B国のγ科学技術研究所の主幹研究員に就任した。γ科学技術研究所は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていた。

その後、主幹研究員（教授）Tより、教授Sに対して、B国の政府が公募する研究プロジェクトへの共同申請の提案があった。

B国の政府が公募する研究プロジェクトの公募要領には、得られた研究成果及び技術情報は、B国の軍事に利用する兵器開発に活用することが明記されていた。

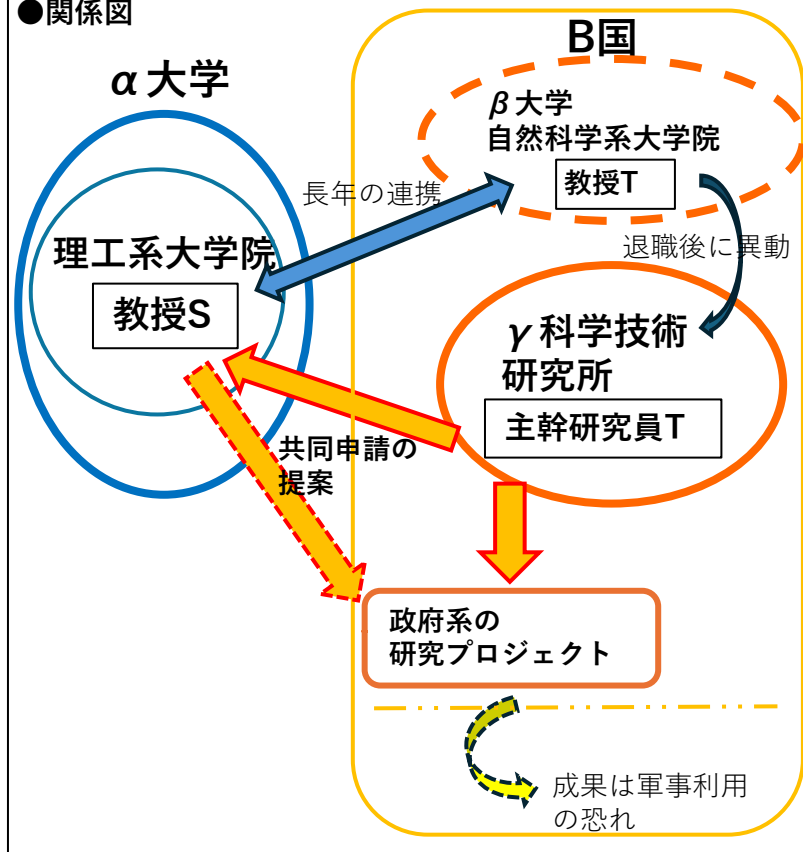
●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 主幹研究員（教授）Tに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトに関する詳細な内容及び主幹研究員Tと教授Sが申請予定の研究内容は、明確にされているか。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトに応募または採択されることで、B国のγ科学技術研究所及び軍関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトに応募または採択されることで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- B国の政府が公募する研究プロジェクトへの応募または採択にあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトに関する詳細な内容を確認する。
- 該非判定により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトへの応募または採択について、関係規則等に従い、総合的に許可または人事上の手続き等の判断を行う。
- B国の政府が公募する研究プロジェクトへの応募または採択にあたり、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、B国の政府が公募する研究プロジェクトへの応募または採択に関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



②共同研究の受入2

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学の教員Sは、展示会で知り合った日本人X（B国に所在地を置くベンチャー企業Uの社員）と、共同研究に向けたフィージビリティスタディの打ち合わせをオンライン会議で行った。

打ち合わせの際、教員Sから研究内容を話し終えたところで、突然、ベンチャー企業UのCEOを名乗るB国籍のYが画面に現れ、「この研究は将来的にどのくらいの金額の研究資金があれば、できるのか。大学は関連する研究成果等として、どのような技術やノウハウ等を保有または作成予定であるか。」と尋ねてきた。

教員SはCEO・Yから聞かれた内容に直接答えるのではなく、次のとおり返答した。

「具体的な研究成果等については回答できない。貴社としては今後、どのような展開を希望し、どのくらいの金額の研究資金を用意できるか。そのうえで、当方としてどの程度対応できるか、どの程度の費用が必要となるかを検討したい。」

ほどなくオンライン会議は終了となったが、その後、ベンチャー企業Uからのアプローチはなかった。

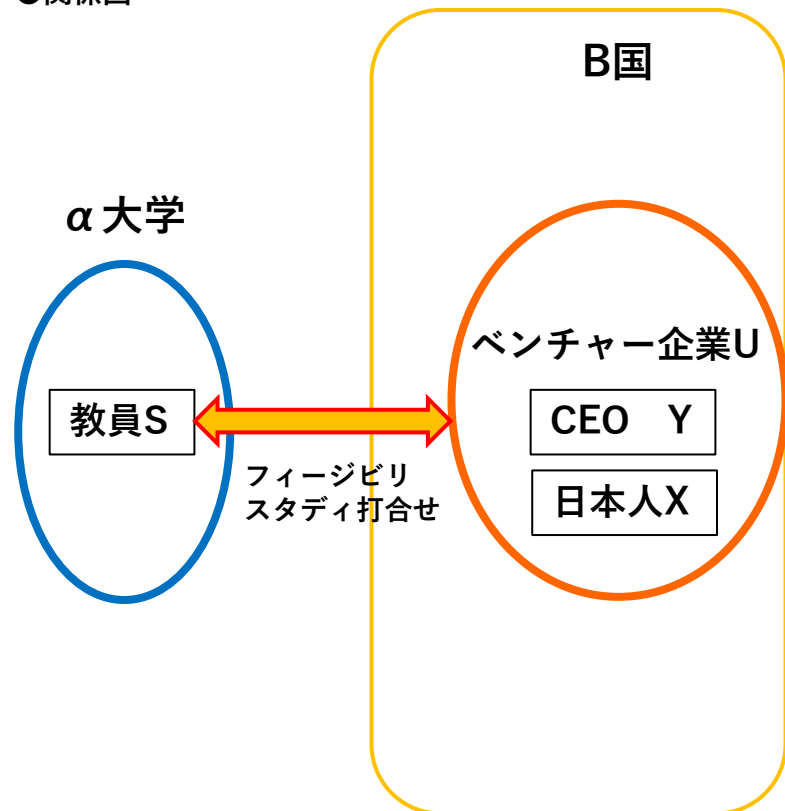
●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- ベンチャー企業Uの組織及び活動内容について明確にされ、十分に把握できているか。
- 共同研究に向けたフィージビリティスタディのあり方・内容が明確であるか。
- フィージビリティスタディを行うことで、ベンチャー企業U関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- フィージビリティスタディを行うことで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- 共同研究に向けてのフィージビリティスタディにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- ベンチャー企業Uの組織及び活動内容の詳細を確認する。
- 該非判定により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- フィージビリティスタディについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- フィージビリティスタディについて、トラブルを回避すべく、法務部門と相談しつつ、適切な契約書により契約を締結する。
- フィージビリティスタディが許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、フィージビリティスタディに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



③共同研究の受入3

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学の情報系大学院に所属する教授Sは、B国の総合電機通信を業種とする企業βの営業部長Yから共同研究の提案を受けた。

企業βは、B国の政府及び軍関係者と関係が強く、政府系の資金援助を受けて、B国の軍事発展のための最先端の電気通信機器の開発を行っていた。過去には、α大学との共同研究及び受託研究の実績があった。また、α大学の大学院修了生が多数就職するなど、α大学との関係は良好であった。営業部長Yもα大学の大学院修了生であり、教授Sが指導した教え子でもあった。

企業βは、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていた。

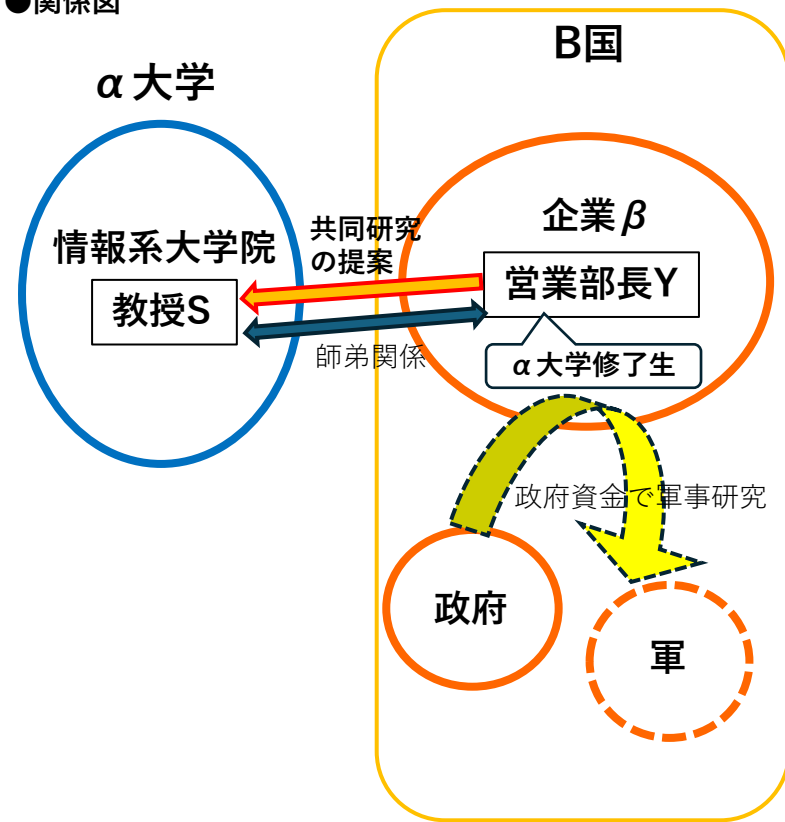
●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 企業βとの共同研究に参加する者に関する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 企業βの組織及び活動内容が明確にされ、十分に把握できているか。
- 企業βとB国政府及び軍との関係性に不明点、懸念点はないか。
- 企業βとの共同研究の研究内容を十分に把握しているか。
- 共同研究により、企業β、B国の政府及び軍関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 共同研究により、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- 共同研究の実施にあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- 企業βとの共同研究に関する詳細な内容を確認する。
- 企業βとB国の政府及び軍との関係性を確認する。
- 該非判定により安全保障貿易管理上の懸念がない場合でも、企業β及び共同研究に参加する者について、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 共同研究の実施について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 共同研究の実施にあたり、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、共同研究に関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



④学内施設利用

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学において、B国からの留学生Pより、イベント開催を目的として、学内施設である講堂の利用申請があった。

申請のあったイベントの主催者はB国と関係のあるγ学術団体であり、内容は、B国のβ大学の教職員とα大学及び他大学の留学生等を参加対象とする研究発表を含む研究交流会とされていた。

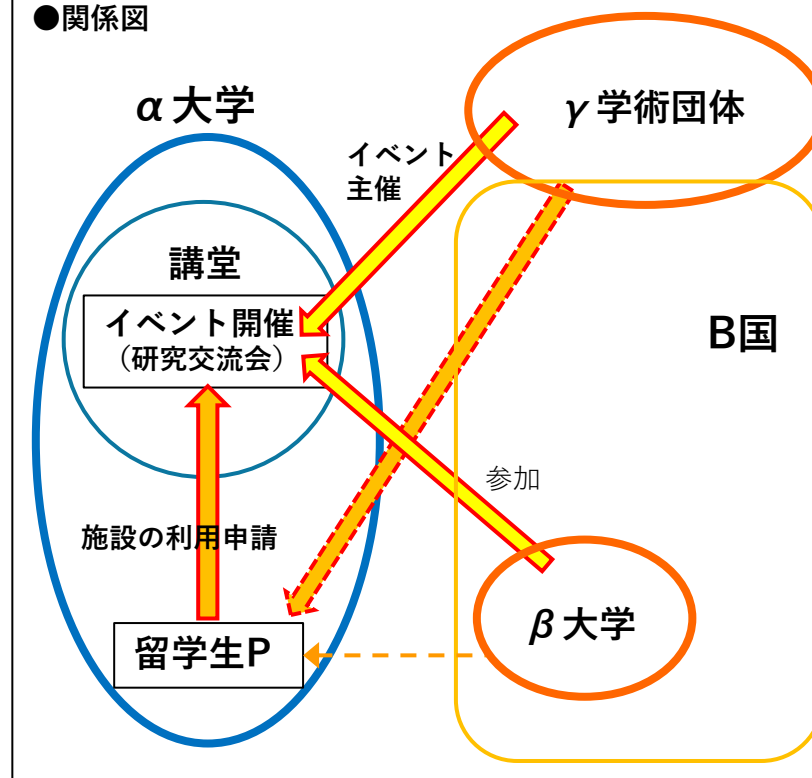
α大学の関係規則では、在学生を介した学術団体が講堂を利用できるのは、イベント内容が学術に寄与すると認められる場合に限定されている。また、β大学は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」に記載されていた。

なお、イベントの開催については、一部のマスコミにより新聞等へ掲載された。

●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 学内施設利用の申請者及びイベント主催者、イベントの詳細な内容は明確にされ、十分に把握できているか。
- 研究交流会に、B国のβ大学及び同教職員が関係しているか。
- 複数の外国の研究者等が学内に入構し交流することで、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- イベント後に特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- 大学が相手組織等と関係性を持つことで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●関係図



●マネジメント方法

- 学内施設利用の申請者に対して、研究活動の透明性に係る情報（研究経歴、兼業等学外での活動状況、外部機関から受けている各種支援など）を確認する。
- イベント主催者に対して、組織の情報及びB国との関係性などを確認する。
- 学内施設利用の申請者またはイベント主催者に対して、イベント内容の詳細（趣旨・目的、企画内容、参加者など）を確認する。
- イベントに参加する本学構成員について、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- 安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、学内施設利用の申請者、イベント主催者及びイベントの参加者について、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 学内施設の利用許可について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。施設管理者から適宜情報共有がなされる体制を構築しておくことも必要。
- 学内施設利用を許可し、イベントが開催される場合、イベント主催者に対し、参加者はイベント会場及び外部者の出入りが許可される施設等へのみ入室または利用することを厳守してもらう。
- 大学は、相手組織等との関係性を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

⑤研究者の海外渡航

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学のロボット工学を専門とする教員Sは、過去に、B国からα大学への留学生Xの指導教員を務めていた。

留学生Xは、α大学においてロボット工学に関する博士号の学位を取得し、修了と同時に、B国のβ大学の教員に就任した。

最近になって、教員Sは、留学生Xより、研究者同士の交流を深めたいという趣旨で、B国のβ大学への渡航の誘いがあった。

教員Sは、教え子である留学生Xからの誘いを受け、α大学での安全保障貿易管理制度における該非判定を受けたうえで、B国に渡航した。

教員Sは、留学生Xより、β大学のロボット研究所を案内され、施設等を視察した。視察の様子は、β大学広報により取材され、後日、β大学のホームページに写真とともに掲載された。

β大学は米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に掲載されている機関であったため、上記ホームページが報道機関により取り上げられた。

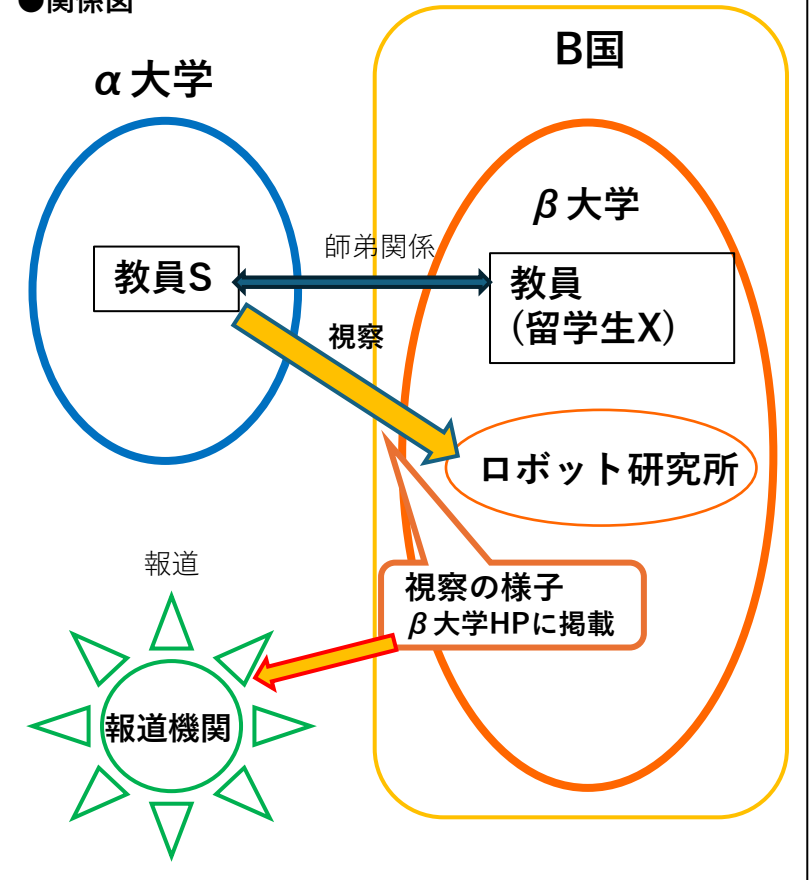
●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 留学生Xに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 教員SがB国またはβ大学へ渡航することで、B国及びβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- β大学は、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されており、教員SがB国またはβ大学へ渡航することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- 海外渡航にあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- 該非判定により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 海外渡航について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 海外渡航を契機として、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、海外渡航の事実及び詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑥兼業の委嘱状と契約書の齟齬

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学の教授Pは、B国のβ大学から、人文社会科学系の大学院の授業科目を担当する非常勤講師への就任を依頼された。

教授Pは、β大学から、非常勤講師への委嘱状と関連する契約書案を受領し、α大学の人事事務担当部署に兼業許可の手続きを行った。

α大学では、教員が外国機関で兼業を行う場合は、教員自らが事前に、安全保障貿易管理制度を担当する部署において、該非判定を受けることが義務付けられていた。該非判定の結果、安全保障貿易管理制度上の懸念がないことを確認した。

人事事務担当は、兼業許可手続きにおいて、委嘱状及び契約書案等を確認したところ、委嘱状では「オンライン講義及びβ大学でのディスカッションへの現地参加は、月1回、1回2時間程度」、契約書案では「年間の勤務時間は、1ヶ月以上。半年に1回程度の技術交流会への現地参加。複数論文の発表や国際プログラムの共同申請が義務」とされており、勤務内容及び勤務時間について双方の内容に齟齬が認められた。

教授Pは、β大学に兼業依頼の内容を確認し、契約書案の修正を求めた。

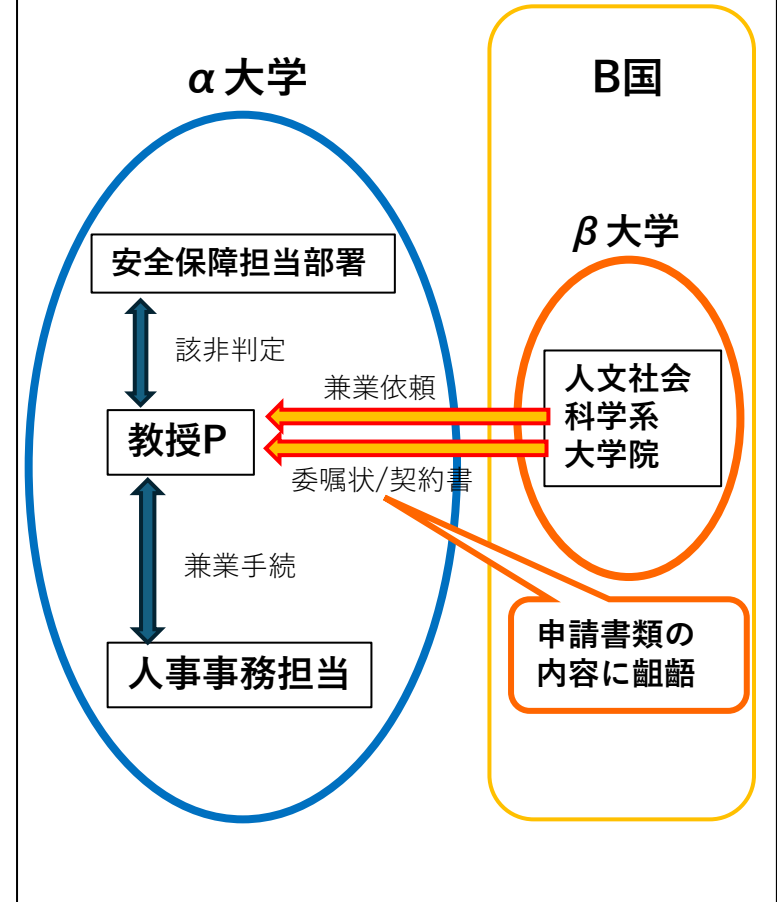
●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 教授Pに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 兼業先であるB国のβ大学の組織及び活動情報について明確にされ、十分に把握できているか。
- 兼業の具体的な内容が明確にされているか。
- 教授Pの兼業を許可することで、B国のβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。また、β大学等の特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- 教授Pの兼業を許可することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- 兼業許可の手続きにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- 兼業先であるB国のβ大学の組織情報及び兼業の具体的な内容を確認する。
- 安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 兼業許可について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 兼業が許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 兼業が許可された場合、実際の兼業内容を確認し、許可された兼業内容と齟齬がないことを定期的に確認するなど厳格に管理する。
- 大学は、兼業に関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑦名誉教授の人材登用プログラムへの参加

事例の分類：

A

B

C

D

E

F

G

●事例の詳細

α大学の名誉教授Pは、3年前までα大学の理工学系研究科の教授であったが、現在、α大学での雇用関係及び研究費管理等はない。

名誉教授Pは、B国のβ大学の教授である後輩Xより、B国の人材登用プログラムへの参加の誘いを受けていた。

当該人材登用プログラムは、β大学の電気電子科学研究科の特別教授に就任して、5年間の教育研究活動を実施する者に、破格の研究費及び最先端の研究設備を提供し、すべての研究成果及び技術情報はβ大学に帰属させることを求めている。また、名誉教授Pには、α大学時の3倍程度の報酬が支払われる計画であった。

名誉教授Pは、当該人材登用プログラムに大きな魅力を感じながらも、自身の研究実績はα大学での研究活動が主であったことに鑑み、β大学の特別教授への就任について、α大学の事務局に相談することにした。

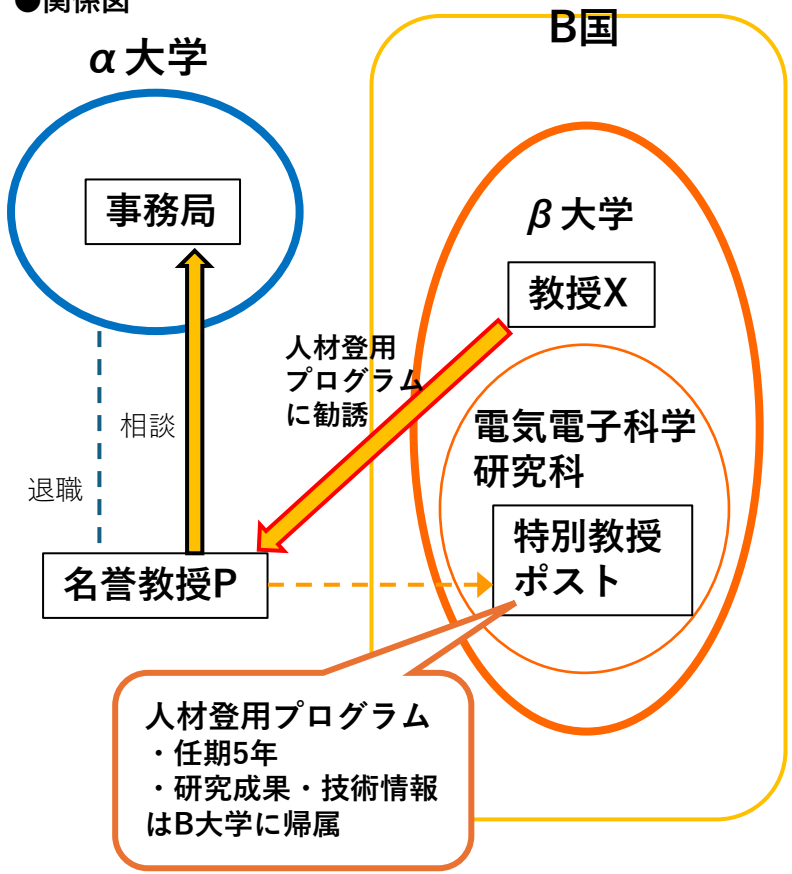
●着目点

- 名誉教授Pとα大学との間に雇用関係または研究費の管理実態があるか。
- 外国為替及び外国貿易法等の法令上の問題はないか。
- 名誉教授Pは日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか。
- 名誉教授Pの知的財産及び技術等のα大学との関係性や、それらの使用等にわたる取扱い等があるか。
- B国の人材登用プログラムに関する詳細な内容について明確にされ、十分に把握できているか。
- 名誉教授Pがβ大学に就任することで、β大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 名誉教授Pがβ大学に就任することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- B国の人材登用プログラムに関する詳細な内容を確認する。
- 名誉教授Pに対して、外国為替及び外国貿易法等の法令等を遵守するよう伝える。
- 名誉教授Pに対して、日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか確認する。
- 名誉教授Pにかかわる知的財産及び技術等を把握し、α大学との関係性や、それらの使用等にわたる取扱い等を確認する。
- 名誉教授Pはα大学と雇用関係はないが、可能な範囲で、β大学及び人材登用プログラムについて、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。その結果を名誉教授Pに伝える。
- 名誉教授Pがβ大学に就任後、当該者がα大学内の研究活動を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。関わる大学関係者は大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、名誉教授Pのβ大学への就任と大学との関係性を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑧リクルート及び共同研究の提案

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学の教員Sは、A国で開催されたAI研究にかかる国際学会のシンポジウムに参加した。

シンポジウムには、世界中から、AI研究に従事する多くの研究者が参加した。そのシンポジウムでのパネルセッションで、B国のβ大学の教員Xと知り合った。

教員Sは、α大学ではAI研究に関して最も期待された若手研究者であった。

教員Sと教員Xは、シンポジウム後、AI研究のさらなる進展を模索し、共同での研究プロジェクトを検討した。

教員Xは、B国及びβ大学から大規模な研究費の支援を受けていたことから、教員Sに、「β大学の教員に就任し、β大学で共同研究を実施しないか」と働きかけた。教員Sは、AI研究者としての国際的活躍を模索していたため、前向きに検討することとしたが、教員Xからは教員就任にかかる報酬等の提示はあるものの、研究の実施体制等は不明のままであった。

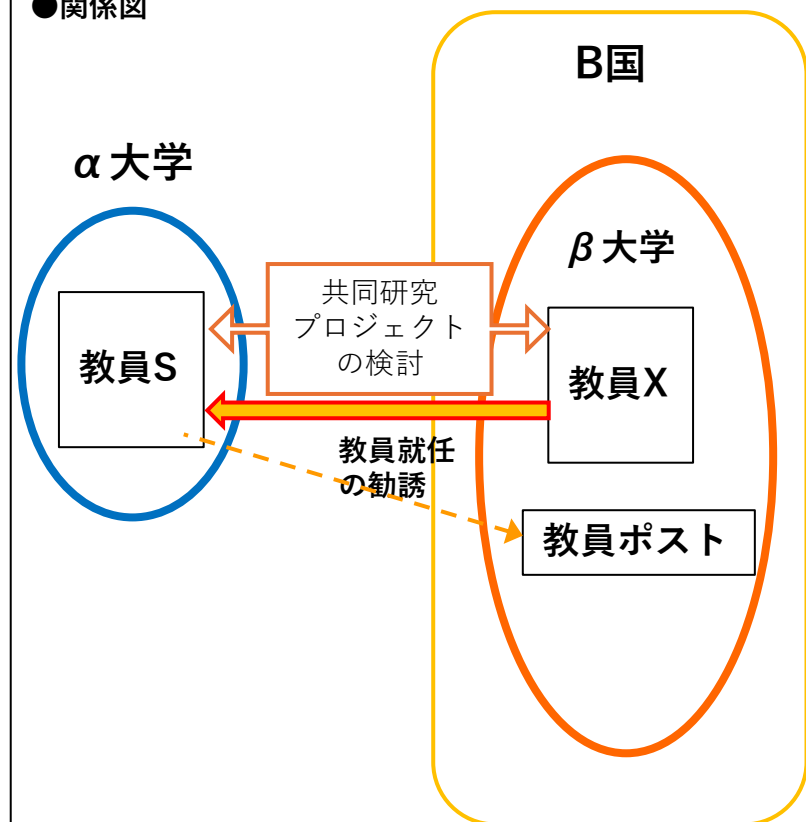
●着目点

- β大学への異動にあたり、学内関係制度、外国為替及び外国貿易法等の法令等を遵守しているか。
- 教員Sは日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか。
- 教員Sの知的財産及び技術等のα大学との関係性や、それらの使用等にあたっての取扱い等があるか。
- 教員Sのβ大学での雇用に関する諸条件が明確にされているか。
- 教員Sがβ大学に就任することで、β大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 教員Sがβ大学に就任することで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- α大学の異動の手続きにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- 教員Xからのリクルートに関し、Sのβ大学での雇用条件等、詳細な内容を確認する。
- 教員Sに対して、学内関係制度、外国為替及び外国貿易法等の法令等を遵守するよう伝える。
- 教員Sに対して、日本で管理される営業秘密や有用なデータを保有しているか確認する。
- 教員Sに関わる知的財産及び技術等を把握し、α大学との関係性や、それらの使用等にあたっての取扱い等を確認する。
- 該非判定により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、β大学及び教員Xについて、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 教員Sがβ大学に就任後、当該者がα大学内の研究活動を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。関わる大学関係者は大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、教員Sのβ大学への就任と大学との関係性を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑨研究者の採用

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学において、WEB等を通じて、理工学系分野の研究科教員の新規採用募集を行った。募集人員は、ロボット工学分野にかかる専攻において、学部及び大学院教育、研究活動を担当する常勤・講師1名であった。

結果として、B国のβ大学に勤める外国人研究者Rからの1名の応募があった。

外国人研究者Rは、B国のβ大学に常勤の研究者として所属し、理工学系分野の研究プロジェクトにおいて中心的な役割を担っていた。研究業績については、ロボット工学分野にかかる国際的な学術論文及び知的財産権を多数保有するなどロボット工学分野での顕著な研究実績をあげていた。

β大学は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていた。

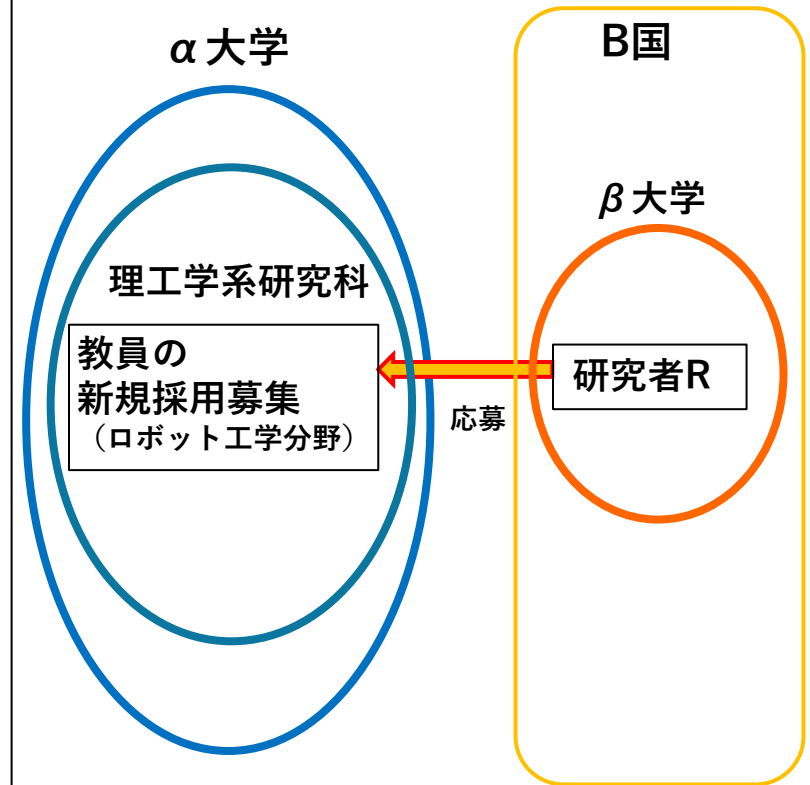
●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 外国人研究者Rに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 外国人研究者Rを受け入れることで、B国のβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- β大学は、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されており、外国人研究者Rを受け入れることで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- 外国人研究者の受け入れにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- 安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 外国人研究者の受け入れについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 外国人研究者の受け入れが許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、外国人研究者の受け入れに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑩雇用契約を伴わない海外研究者の受入

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学の理工学系大学院の教授Sは、部局の独自ルールである「特別研究員制度」（雇用契約を結ぶことなく、学内研究者の研究活動に協力する学外者の受け入れを可能とする制度）を利用して、B国のβ大学の教授Xを特別研究員として受け入れることを計画した。受入れ期間は約3か月であった。

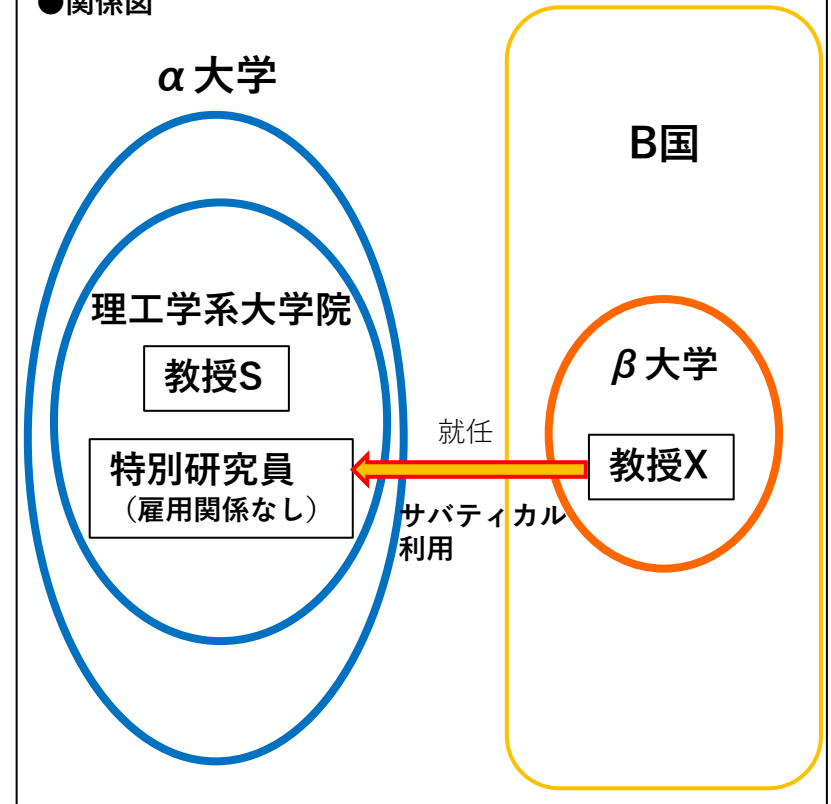
教授Sは、内々に、教授Xと交渉し内諾を得ていた。教授Xは、β大学のサバティカル制度を利用して、α大学で研究することを検討した。

教授Sは、宇宙開発に関する最先端の研究を実施しており、同分野で世界的に活躍する教授Xからの研究協力は、教授Sそしてα大学の研究進展のために重要であった。

●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 教授Xに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 教授Sと教授Xによる共同での研究内容を十分に把握・評価し、部局または大学へのメリットや効果等があるか。
- 教授Xを受け入れることで、B国のβ大学関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 教授Xを受け入れることで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●関係図



●マネジメント方法

- 特別研究員の受け入れにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- 教授Sと教授Xによる共同での研究内容の詳細を把握し、部局または大学へのメリットや効果等について評価する。
- 該非判定により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 特別研究員の受け入れについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 特別研究員は雇用関係はないため、特別研究員に対して、誓約書等を通じて、大学教職員と同様の服務に関する関係規則の遵守に協力を求める。
- 特別研究員の受け入れが許可された場合、当事者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、特別研究員の受け入れに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

⑪留学生の受入1

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学では、B国のβ大学からの留学生Pを理工系分野の博士課程に受け入れるにあたり、安全保障貿易管理制度を担当する部署において、該非判定に必要な安全保障貿易管理制度上の情報をまとめた「外国人受入れの事前確認シート」を基に安全保障貿易管理上の該非判定を行った。結果として、経済産業省への事前の許可申請は必要なく、安全保障貿易管理制度上の懸念がないことを確認した。

一方、出入国在留管理庁からα大学に対して、留学生Pに関する問合せがあり、留学生P等への情報収集を行い、複数の関係資料を準備し提出した。

関係資料から、留学生Pについて、親族がB国の軍の幹部であることが明らかになった。当該情報は「外国人受入れの事前確認シート」では確認することができなかった。

その結果、留学生Pの入学は認められなかった。

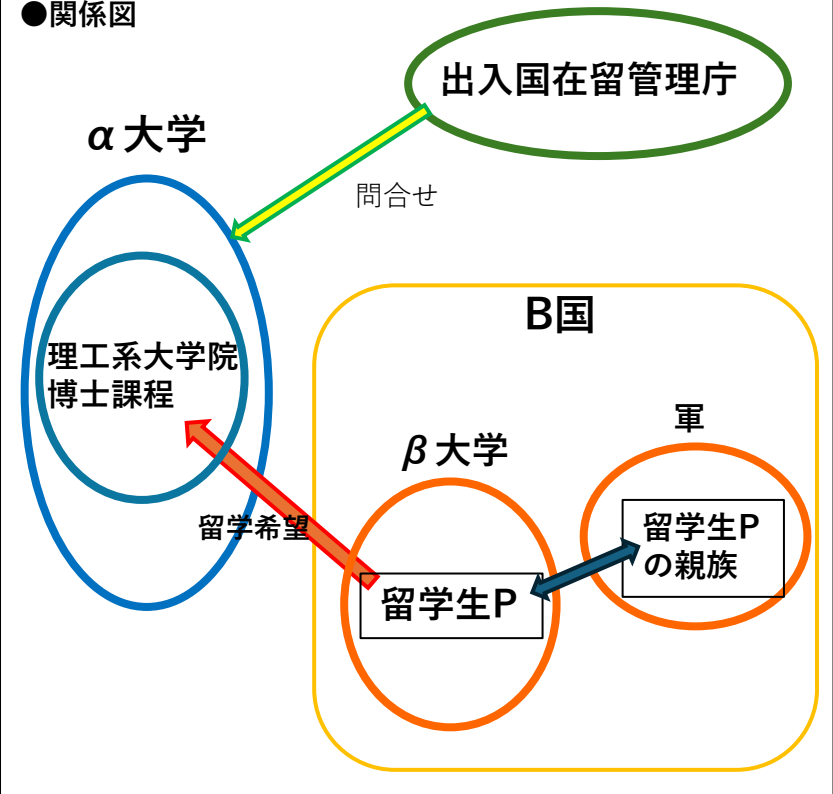
●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 留学生Pに関する安全保障貿易管理制度上の情報を「外国人受入れの事前確認シート」のチェックのみならず、最大限収集しているか。
- 大学が留学生Pを受け入れることで、B国の軍関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 大学が留学生Pを受け入れることで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- 留学生及び外国人研究者等の受け入れにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- 該非判定にあたっては、「外国人受入れの事前確認シート」に限らず、経済産業省及び出入国在留管理庁からの指摘を踏まえた情報をも把握する。
- 「外国人受入れの事前確認シート」については、在留資格認定証明書の発行遅延による留学生等の受け入れ時期の遅延を防止するよう、経済産業省及び出入国在留管理庁と連携し、所要の見直しが望まれる。
- 安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 留学生及び外国人研究者等の受け入れについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 留学生及び外国人研究者等の受け入れが許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守すること。
- 大学は、留学生及び外国人研究者等の受け入れに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑫留学生の受入2

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学は、C国のγ大学の理工学系大学院に所属する教授Xから、教え子であるγ大学の修士課程学生Yの、α大学の理工系大学院への留学について相談を受けた。教授Xは、α大学で博士の学位を取得後、C国に帰国し、γ大学の教授に就任していた。教授Xと修士課程学生Yは、γ大学にて、複数の外国の民間企業と共同研究を実施していた。共同研究の1つに、B国の企業βと共同研究契約を締結し、B国の軍関係者の協力を得て、軍事に転用可能な研究を実施しているものが含まれていることがわかった。

γ大学は、経済産業省が公表する「外国ユーザーリスト」、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されていない。

一方、β大学は、「外国ユーザーリスト」には記載されていないが、「エンティティリスト」に記載されていた。

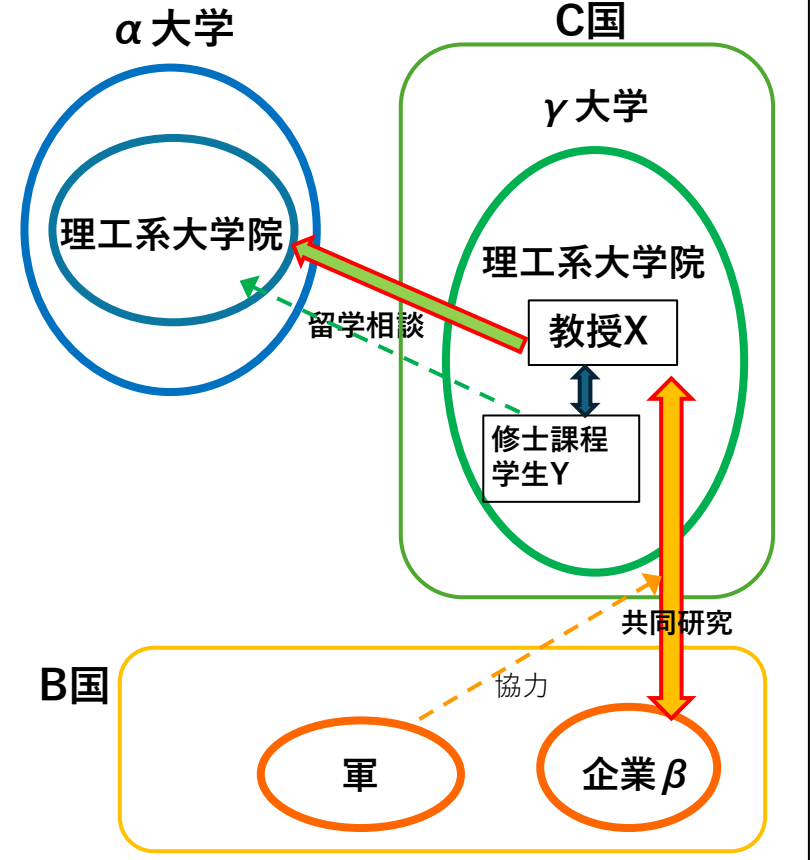
●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- 修士課程学生Yに関係する安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- 教授Xと修士課程学生Yが担当する、B国の企業βとの共同研究内容が明確にされているか。
- 修士課程学生Yを留学生として受け入れることで、C国のγ大学またはB国の企業β関係者及び軍関係者へ、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 修士課程学生Yを留学生として受け入れることで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- 留学生の受け入れにあたって、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- 教授Xと修士課程学生Yが担当する、B国の企業βとの共同研究の詳細な内容、B国の軍との関係性を確認する。
- 該非判定により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 留学生の受け入れについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 留学生の受け入れが許可された場合、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、留学生の受け入れに関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑬寄付講座の設立

事例の分類：

A

B

C

D

E

F

G

●事例の詳細

α大学において、同大学を退職したY元教員より、国内企業からの寄附による寄付講座設立に関する相談があった。

Y元教員は、B国から日本への留学生を支援する団体Qの役員を務めていた。

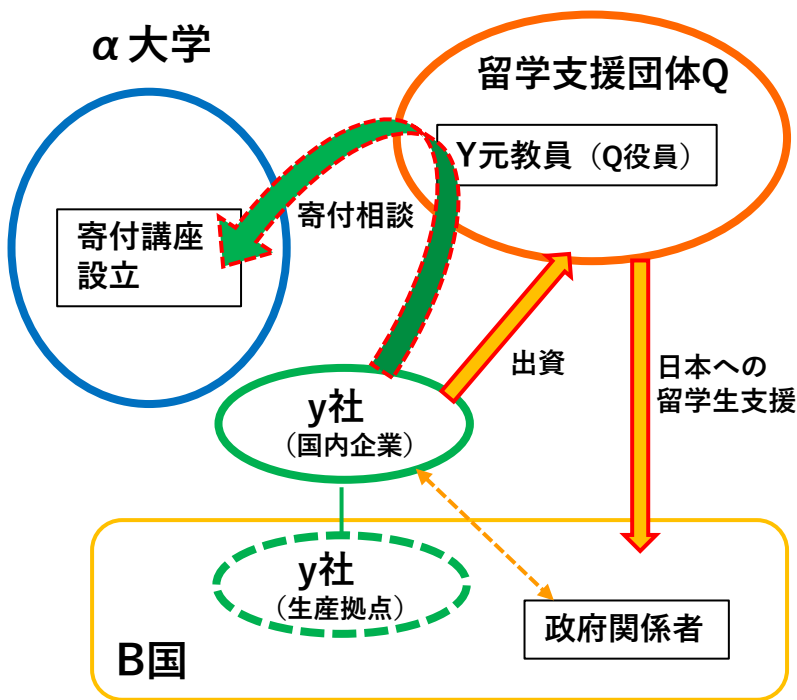
Y元教員からの相談内容は、日本の工業メーカーy社がα大学に1億円を寄附するので、自然科学系分野の教育研究を実施する寄付講座を設立してほしい旨の提案であった。

y社は、国内企業であるものの、主たる生産拠点はB国であり、B国政府関係者とも交流があった。また、団体Qに出資をしていた。

●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- y社及び団体Qの組織及び活動内容が明確にされ、十分に把握できているか。
- y社、団体Q及びB国の関係性に不明点、懸念点はないか。
- 寄付講座設立にあたり、寄付者等の特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- 寄附者等を通じて、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 大学が相手組織等と関係性を持つことで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●関係図



●マネジメント方法

- y社及び団体Qについて、組織の情報及びB国との関係性などを確認する。
- y社が提案する寄付講座について、y社の財務状況、寄附金額、寄附方法及び時期、教育研究目的、教育研究内容、期待される成果など具体的な内容を確認する。
- 安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、y社及び団体Qについて、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 寄付講座の設立について、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 寄付講座が設立された場合、寄附者の学内への入構や、寄附者への学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、相手組織等との関係性を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

⑭寄付の受入

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学は、C国の企業U社から寄付金の申し込みを受けた。

α大学の理工系大学院で、レーザー研究を行っている教授Sは、U社の経営者Vから、レーザーにかかる教育研究の一層の推進に資することを用途目的とする寄付金の申し込みの相談を受けていた。教授Sと経営者Vは、これまで接点はなく面識がなかった。寄付の相談はもっぱらメールで行われていた。

教授Sは、寄付情報及び事務手続きについて、所属する大学院の寄付担当事務と共有していた。

U社は、C国で設立され、主としてレーザー製品の販売を行っていた。取引の多くは懸念国であるB国であり、レーザー製品の研究、製造、販売を行っており、B国の軍事機関との取引があることが確認できた。

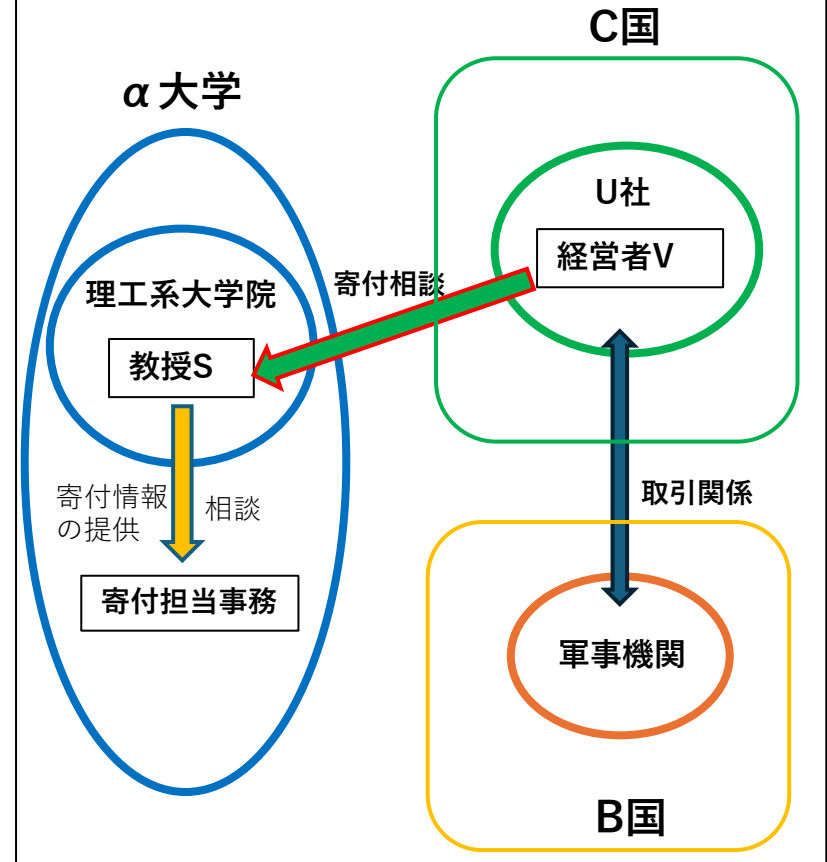
●着目点

- 学内関係制度を遵守しているか。
- U社の組織及び活動内容、経営者Vの経歴及び活動内容等について明確にされ、十分に把握できているか。
- U社とB国の軍事機関との関係性に不明点、懸念点はないか。
- 寄付にあたり、寄付者等の特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- 寄付者を通じて、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩がおこる可能性があるか。
- 大学が寄付者と関係性を持つことで、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- U社の組織及び活動内容、経営者Vの経歴及び活動内容等に関する詳細な情報、U社とB国の軍事機関との関係性などを確認する。
- U社が提案する寄付内容について、U社の財務状況、寄付金額、寄付方法及び時期、教育研究目的、期待される成果など具体的な内容を確認する。
- 安全保障貿易管理上の懸念がない場合でも、U社及び経営者Vについて、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- 寄付の受け入れについて、関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。
- 寄付を受け入れた場合、寄付者の学内への入構や、寄付者への学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、寄付者に関する詳細な情報を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図



⑮特許のライセンス契約

事例の分類：

A	B	C	D	E	F	G
---	---	---	---	---	---	---

●事例の詳細

α大学では、技術移転に際して外部TLO（T社）に業務委託している。
この度、α大学の教授Sが発明し、特許権を取得している技術に対して、B国のy社からT社に、ライセンス契約及び当該技術の実用化のためのS教授との共同研究契約締結の打診があった。
y社からは、資金力及び研究開発力があると聞かされていた。S教授においても当該特許の事業化の可能性が見込まれるy社との共同研究の提案に前向きであった。
T社はy社との当該特許のライセンス契約及び共同研究契約締結の窓口として話を進めていたが、y社は、米国商務省産業安全保障局（BIS）が発行している貿易上の取引制限リスト「エンティティリスト」に記載されているB国の企業θ社との資本関係がある会社であることが判明した。

●着目点

- T社及びα大学の関係制度を遵守しているか。
- 安全保障貿易管理制度及び契約の許可判断に関するT社とα大学の役割分担または連携はあるか。また、T社、教授S及びα大学が情報共有がなされる体制はあるか。
- y社及びθ社の組織及び活動内容に係る安全保障貿易管理制度上の情報を最大限収集しているか。
- y社及びθ社の組織及び活動内容は明確にされ、十分に把握できているか。
- y社及びθ社の関係性に不明点、懸念点はないか。
- y社からのライセンス契約及び技術の実用化のための共同研究契約の内容は明確にされているか。
- ライセンス契約等を通じて、特定者からの悪意または望まないコンタクトが発生する可能性があるか。
- ライセンス契約等を通じて、学内の研究活動及び技術等の情報の提供または漏洩が生じる可能性があるか。
- ライセンス契約等を通じて、ネガティブな情報や評判等により、大学の社会的信頼・信用が低下する可能性があるか。

●マネジメント方法

- 大学及びT社は連携して、安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行う。
- y社からのライセンス契約及び当該技術の実用化のための共同研究契約の詳細な内容を確認する。
- y社及びθ社の組織内容、活動内容を確認する。また、y社及びθ社の関係性を確認する。
- 該非判定により安全保障貿易管理制度上の懸念がない場合でも、可能な範囲で、外国ユーザーリストや他国のエンティティリスト及び別途入手可能な情報との比較などデューデリジェンスにより、リスク評価を行う。
- ライセンス契約及び当該技術の実用化のための共同研究契約について、T社及びα大学の関係規則等に従い、総合的に許可等の判断を行う。なお、T社及び教授Sから適宜情報共有がなされる体制を構築しておくことが必要とされる。
- ライセンス契約等を通じて、当該者が学内の研究活動及び技術等の情報の提供等を行う際は、必要により安全保障貿易管理制度における該非判定または相談等を行うとともに、大学で定める情報管理を厳守する。
- 大学は、ライセンス契約に関する詳細な内容を把握し、適宜、ネガティブな情報や評判等へ適切に対処する。

●関係図

